通所介護重要事項説明書

[令和　　年　　月　　日現在]

1　　当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話　　0480－33－5501

担当　　滝田澄枝

＊ 御不明な点は、何でもおたずねください。

2　　もみの木通所介護センターの概要

(1)　提供できるサービスの種類

施設名称	もみの木通所介護センター
所在地	南埼玉郡宮代町道佛三丁目 17 番 14 号
介護保険指定番号	通所介護　　（埼玉県　1170500100 号）
サービスを提供する対象地域	宮代町、春日部市、杉戸町

上記地域以外の方でも御希望の方は御相談ください。

(2)　同センターの職員体制

		常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		１名		サービス管理全般	１名
生活相談員		１名	２名	生活上の相談等	３名
機能訓練指導員			２名	リハビリテーション・機能回復訓練等	２名
事務職員		１名		一般事務等	１名
看護職員			２名	医療・健康管理業務等	２名
介護職員	介護福祉士 1～2 級修了者	２名 以上	３名 以上	日常介護業務等	５名 以上

(3)　同センターの概要

定員	２８名	静養室	１室
食堂兼機能訓練室	１室	相談室	１室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	送迎車	３台

(4)　営業日及び営業時間

営業日	月～土　祭日（12/31～1/2 を除く）
営業時間	８時１５分～１７時１５分
サービス提供時間	９時００分～１６時１５分

緊急連絡先　　0480－33－5501　　FAX　0480－33－5610

3　サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練その他必要な介護を行います。具体的な内容は介護サービス計画をご覧ください。

4　料金

（1）利用料金

①通所介護利用料　※地域区分別1単位の単価は6級地10.27円です。

7時間以上8時間未満	単位数(1単位10.27円)	1日あたりの費用額(10割)（円）	利用者負担額（円）		
			1割	2割	3割
要介護1	658	6,757	676	1,352	2,028
要介護2	777	7,979	798	1,596	2,394
要介護3	900	9,243	925	1,849	2,773
要介護4	1,023	10,506	1,051	2,102	3,152
要介護5	1,148	11,789	1,179	2,358	3,537

加算の種類	単位数(1単位10.27円)	費用額(10割)(円)	利用者負担額（円）		
			1割	2割	3割
入浴介助加算Ⅰ	1日につき40	410	41	82	123
入浴介助加算Ⅱ	1日につき55	564	57	113	170
個別機能訓練加算Ⅰイ	1日につき56	575	58	115	173
若年性認知症加算	1日につき60	616	62	124	185
サービス提供体制強化加算Ⅲ	1日につき6	61	7	13	19
科学的介護推進体制加算	1月につき40	410	41	82	123
ADL維持加算Ⅰ	1月あたり30	308	31	62	93
ADL維持加算Ⅱ	1月あたり60	616	62	124	185
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	総単位数×9.0%を加算				

上記のほか、食費(1回あたり450円)、おむつ代、レクリエーション費用の一部等は自己負担となります。

（2）キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

ご利用日の前日17時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の当日8時15分までにご連絡いただいた場合	1日あたりの利用料金の10%
ご利用日の当日8時15分までにご連絡がなかった場合	1日あたりの利用料金の20%

（3）支払方法

毎月、前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払いください。

お支払いいただきますと、領収書を発行します。
お支払い方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

5　サービスの利用状況

（1）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当施設職員がお伺いいたします。通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前にその介護支援専門員とご相談ください。

（2）サービス利用契約の修了

①　利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの修了を希望する日の一週間前までに文書でお申し出ください。

②　当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足当やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 30 日前までに文書で通知いたします。

③　自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的に契約を終了いたします。

- 利用者が介護保健施設に入所した場合……入所日の翌日
- 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援 1、2 と認定された場合……非該当または要支援 1、2 となった日
- 利用者がお亡くなりになった日……死亡日の翌日

④　その他

- 当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- 利用者が、サービス利用料金の支払いを 30 日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15 日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院または病気などにより 3 ヶ月以上に渡りサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただくことがござい

ます。

6　当施設のサービスの特徴等

別添の資料をご覧ください。

7　緊急時の対処方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡いたします。

8　事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び杉戸町等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9　非常災害対策

防災時の対応	非常災害対策計画
防災設備	火災報知器・温度感知器・煙感知器 煙感知器・消化器等設置
防災訓練	年２回（訓練内容は消防署へ提出）

10　サービス内容に対する苦情

（１）当法人お客様相談・苦情担当

担当：もみの木通所介護センター　滝田澄枝

電話：０４８０－３３－５５０１

（２）その他

当法人以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

宮代町健康介護課介護保険担当

電話：０４８０－３４－１１１１（内線３８５、３８６）

杉戸町高齢介護課介護保険担当

電話：０４８０－３３－１１１１（内線３１３～３１６）

春日部市健康保険部介護保険課

電話：０４８－７３６－１１１１（内線２７４５）

他、住所地の市町村介護保険課介護保険担当

埼玉県国民健康保険団体連合会　介護福祉課

電話：０４８－８２４－２５６８（直通）

11　　第三者評価　なし

12　当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人　真善会	
代表者役職・氏名	理事長　久保　貴義	
所在地・電話番号	埼玉県南埼玉郡宮代町道佛三丁目 17 番 14 号 0480－33－5501	
法人設立年月日	平成１０年１月６日	
事業所数	居宅介護支援	２ヵ所
	通所介護	２ヵ所
	介護老人福祉施設	１ヵ所
	短期入所生活介護	１ヵ所
	地域包括支援センター	１ヵ所

13　苦情・ハラスメント処理

事業所は、提供したサービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。

14　虐待防止

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（１）虐待防止に関する担当者を選定しています。[生活相談員　滝田澄枝]

（２）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図っています。

（３）虐待防止のための指針を整備しています。

（４）職員に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

（５）サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15　身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、５年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に

行います。

（１）切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。

（２）非代替性…身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。

（３）一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

16　業務継続計画

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行います。

17　感染症の予防およびまん延の防止のための措置

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。

（２）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

（３）事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

令和　　年　　月　　日現在

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

事業者　社会福祉法人　真善会
所在地　埼玉県南埼玉郡宮代町道佛三丁目 17 番 14 号
名称　　もみの木通所介護センター

説明者　所属
　　氏名　　印

私は、契約書および本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、通所介護の提供開始に同意しました。

利用者　　氏名　　印

家族代表者又は代理人　　氏名　　（続柄）　　印